



熊本県公報

第 1 2 6 7 3 号

平成 29 年 11 月 14 日 (火)

(毎 週 火 ・ 金 発 行)

目 次

規 則

○熊本県防災消防航空センター設置規則の一部を改正する規則…………… (消防保安課) 1

告 示

○道路の位置指定の廃止…………… (建築課) 1

○救急病院の認定…………… (医療政策課) 1

○都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 2

○生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止…………… (社会福祉課) 2

○生活保護法に基づく指定医療機関の変更…………… (") 3

○生活保護法に基づく指定医療機関の指定…………… (") 3

○道路の区域変更…………… (道路保全課) 4

○道路の区域変更…………… (") 4

○道路の区域変更…………… (") 4

公 告

○都市計画道路中九州横断道路大津熊本線 (仮称) (国道 5 7 号中九州横断道路 (大津町～熊本市)) の環境影響評価方法書の縦覧及び説明会の開催…………… (都市計画課) 5

○熊本都市計画道路事業の認可…………… (") 6

○道路の位置の指定…………… (建築課) 6

○農用地利用配分計画の認可申請…………… (農地・担い手支援課) 6

○農用地利用配分計画の認可…………… (") 7

登 載 依 頼

○平成 2 9 年度第 1 回鹿本地域保健医療推進協議会の開催… (鹿本地域保健医療推進協議会) 7

○平成 2 9 年度第 1 回阿蘇地域保健医療推進協議会の開催… (阿蘇地域保健医療推進協議会) 7

○個人演説会等の施設の指定…………… (選挙管理委員会) 8

○熊本県森林審議会の開催…………… (森林審議会) 8

○平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日熊本県公安委員会規則第 1 1 号及び告示第 2 4 号の正誤…………… (警察本部組織犯罪対策課) 8

○平成 2 8 年 3 月 2 9 日熊本県警察本部告示第 4 号の正誤…………… (警察本部警務課) 8

規 則

熊本県防災消防航空センター設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 9 号

熊本県防災消防航空センター設置規則の一部を改正する規則

熊本県防災消防航空センター設置規則 (平成 1 3 年熊本県規則第 2 8 号) の一部を次のように改正する。

第 1 条中「上益城郡益城町」を「菊池郡菊陽町」に改める。

附 則

この規則は、平成 2 9 年 1 1 月 1 5 日から施行する。

告 示

熊本県告示第 9 9 4 号

昭和 5 7 年 4 月 1 3 日付け熊本県公告第 5 0 9 号 (道路位置の指定) は、廃止する。
平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 9 9 5 号

救急病院等を定める省令 (昭和 3 9 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により次のとおり救急病院として認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成29年11月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
医療法人川口会川口病院	菊池市隈府823番地1	平成29年11月14日から 平成32年11月13日まで
一般社団法人菊池郡市医師会 会菊池郡市医師会立病院	菊池市大琳寺75番地3	平成29年11月14日から 平成32年11月13日まで
医療法人信岡会菊池中央病院	菊池市隈府494番地	平成29年11月14日から 平成32年11月13日まで
医療法人菊芳会岸病院	菊池市泗水町豊水3388番地1	平成29年11月14日から 平成32年11月13日まで
独立行政法人国立病院機構 熊本再春荘病院	合志市須屋2659番地	平成29年11月14日から 平成32年11月13日まで
医療法人潤心会熊本セントラル病院	菊池郡大津町室955番地	平成29年11月14日から 平成32年11月13日まで
医療法人社団熊本清仁会菊陽台病院	菊池郡菊陽町久保田2984番地	平成29年11月14日から 平成32年11月13日まで
社会医療法人社団熊本丸田会熊本リハビリテーション病院	菊池郡菊陽町曲手760番地	平成29年11月14日から 平成32年11月13日まで

熊本県告示第996号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成29年11月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業7・7・9号 鹿児島本線側道7号線
- 3 事業施行期間 平成29年11月14日から平成31年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市中央区島崎一丁目及び新町三丁目地内
使用の部分 なし

熊本県告示第997号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成29年11月14日

熊本県知事 蒲島郁夫

(医科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
市川内科クリニック	水俣市南福寺3-1	平成11年11月1日
古閑医院	八代市本町三丁目3番5号	平成29年8月2日

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
上元歯科医院	八代市港町5	平成29年6月30日
神戸歯科診療所	上益城郡御船町御船937-2	平成29年8月31日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
陽だまり薬局	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽4457-3	平成29年7月31日

熊本県告示第 998 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
平成 29 年 11 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
小松医院 天草市牛深町 1 4 9 8 番地 2 7	住 所		平成 29 年 7 月 1 日
	天草市久玉町 6 1 番地	天草市牛深町 1 4 9 8 番地 2 7	
大野内科クリニック 玉名市伊倉南方 9 8 7 - 5	名 称		平成 29 年 9 月 1 日
	大野医院	大野内科クリニック	
	住 所		
	玉名市宮原 7 0 6	玉名市伊倉南方 9 8 7 - 5	

（薬局）

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
ハート薬局 牛 深店 天草市牛深町 1 4 9 8 - 3 8	名 称		平成 29 年 7 月 1 日
	すわさこ調剤薬局	ハート薬局 牛深店	
	住 所		
	天草市久玉町諏訪迫 9 9	天草市牛深町 1 4 9 8 - 3 8	
ファーコス薬局 多良木いちご 球磨郡多良木町 多良木 4 2 4 7 - 1	名 称		平成 29 年 8 月 1 日
	多良木いちご薬局	ファーコス薬局 多良木いちご	
大村調剤薬局 八代市大村町 7 2 0 - 3	住 所		平成 29 年 8 月 2 8 日
	八代市大村町 7 2 6 - 4	八代市大村町 7 2 0 - 3	

熊本県告示第 999 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 55 条の 3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。
平成 29 年 11 月 14 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
上元歯科医院	八代市港町 5 番地	平成 29 年 7 月 1 日
かんべ歯科クリニック	上益城郡御船町御船 9 3 7 - 2	平成 29 年 9 月 1 日
カワカミ歯科診療所	下益城郡美里町中小路 8 3 5	平成 29 年 9 月 1 4 日

（薬局）

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
陽だまり薬局	阿蘇郡南阿蘇村大字立野 2 0 2 - 2	平成 29 年 9 月 1 日

水の里調剤薬局	上益城郡山都町城平 8 4 5 - 1	平成 2 9 年 9 月 1 日
やまと薬局	玉名市中 1 8 9 9 - 1	平成 2 9 年 9 月 4 日

熊本県告示第 1 0 0 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地乙字中渡 同所 1 0 1 6 番 5 地先から 1 0 1 6 番 1 地先まで	前	5.7 ～ 6.0	91.0	落石対策
			後	17.4 ～ 25.6	91.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県告示第 1 0 0 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	3 2 4 号	天草市港町 2 0 番 7 地先から 天草市志柿町字東大迫 7 0 1 8 番 1 0 地先まで	前	12.2 ～ 44.5	2268.6	地域連携推進 改築
			後	12.2 ～ 44.5	2268.6	
				6.3 ～ 79.8	1996.8	

2 区域を変更する期日 平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県告示第 1 0 0 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	本渡港線	天草市港町 同所 1 0 番 1 9 地先から 2 0 番 7 地先まで	前	15.0 ～ 17.7	331.1	活力基盤改築
			後	15.0 ～ 34.0	331.1	

2 区域を変更する期日 平成29年11月14日

公 告

熊本県公告第660号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第5条第1項の規定により、環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条の規定により、次のとおり公告し、方法書及び要約書を公衆の縦覧に供する。
なお、方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、公告の日から、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、意見書の提出により、これを述べることができる。
また、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第7条の2第1項の規定により、環境影響評価方法書の記載事項の説明会を開催するので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 都市計画決定権者の名称

- (1) 熊本県
熊本県知事 蒲島 郁夫
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (2) 熊本市
熊本市長 大西 一史
熊本県熊本市中央区手取本町1番1号

2 事業予定者の氏名及び住所（事業予定者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

国土交通省九州地方整備局
国土交通省九州地方整備局長 増田 博行
福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目10番7号

3 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称
都市計画道路 中九州横断道路大津熊本線（仮称）
- (2) 種類
一般国道の改築
- (3) 規模
道路延長 約14km 車線数 4車線

4 都市計画対象事業が実施されるべき区域

熊本市、菊池市、合志市、菊池郡大津町及び菊池郡菊陽町

5 都市計画対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲

熊本市、菊池市、合志市、菊池郡大津町及び菊池郡菊陽町

6 方法書等の縦覧の場所、期間及び時間

- (1) 場所
熊本県土木部道路都市局都市計画課、国土交通省熊本河川国道事務所調査第二課、熊本県県北広域本部土木部技術管理課、熊本市都市建設局都市政策部都市政策課、熊本市北区役所区民部総務企画課、菊池市建設部都市整備課、合志市事業部都市計画課、大津町土木部建設課及び菊陽町土木部都市計画課
- (2) 期間
平成29年11月14日から平成29年12月13日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 時間
午前8時30分から午後5時15分まで
- (4) インターネットによる公表
インターネットによる公表については、熊本県及び熊本市のホームページに掲載する。
熊本県ホームページ（<http://www.pref.kumamoto.jp/>）
熊本市ホームページ（<http://www.city.kumamoto.jp/>）

7 意見書の提出

方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の（1）から（3）までの記載に従って、都市計画決定権者に対し、意見書の提出により、これを述べるることができる。

- (1) 意見書の提出期限
平成29年12月27日まで
- (2) 意見書の提出先
次のいずれかに提出すること。
ア 熊本県土木部道路都市局都市計画課
〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

イ 熊本市都市建設局都市政策部都市政策課
〒 8 6 0 - 8 6 0 1 熊本市中央区手取本町 1 - 1

(3) 意見書の記載事項
ア 意見書を提出しようとする者の住所、氏名及び連絡先（法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地、その名称、代表者の氏名及び連絡先）
イ 意見書の提出の対象である方法書の名称（「都市計画道路 中九州横断道路 大津熊本線（仮称）環境影響評価方法書」）
ウ 方法書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するもの）

- 8 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (1) 平成 2 9 年 1 1 月 2 1 日（火）午後 7 時から 植木文化ホール
 - (2) 平成 2 9 年 1 1 月 2 2 日（水）午後 7 時から 御代志市民センター
 - (3) 平成 2 9 年 1 1 月 2 4 日（金）午後 7 時から 大津町文化ホール
 - (4) 平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日（火）午後 7 時から 菊池市文化会館
 - (5) 平成 2 9 年 1 1 月 2 9 日（水）午後 7 時から 菊陽町中央公民館

熊本県公告第 6 6 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 6 2 条第 1 項に規定する告示があったので、同法第 6 6 条の規定により次のとおり公告する。
平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本県
- 2 都市計画事業の種類及び名称 平成 2 9 年九州地方整備局告示第 5 5 号熊本都市計画道路事業 3・3・9 3 号益城中央線及び 3・3・1 3 号水前寺秋津線
- 3 事務所の所在地 熊本県熊本市中央区八王寺町 1 - 2 0 熊本県県央広域本部
- 4 事業施行期間 平成 2 9 年 3 月 1 0 日から平成 3 8 年 3 月 3 1 日まで
- 5 事業地
収用の部分 平成 2 9 年九州地方整備局告示第 5 5 号の事業地に熊本市東区桜木四丁目及び沼山津四丁目を加える。
使用の部分 変更なし
- 6 収用の手続が保留される事業地 平成 2 9 年九州地方整備局告示第 5 5 号の収用の手続が保留される事業地に熊本市東区桜木四丁目及び沼山津四丁目を加える。

熊本県公告第 6 6 2 号

建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 4 2 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市三拾町 2 0 1 番地 2
- 2 築造者の氏名 株式会社中村不動産開発
- 3 道路の位置 宇土市高柳町字高柳 1 9 3 番 1 3
- 4 道路の幅員 6 . 0 2 メートル
- 5 道路の延長 4 8 . 2 7 メートル
- 6 指定年月日 平成 2 9 年 1 0 月 2 4 日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第 1 2 2 号

熊本県公告第 6 6 3 号

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 2 5 年法律第 1 0 1 号）第 1 8 条第 1 項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第 3 項の規定により公告する。
当該農用地利用配分計画は、平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日から同月 2 7 日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。
平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
田代 晃輔	菊池市七城町高島	菊池市七城町高田字切明 4 9 番 1 ほか 8 筆

- 2 認可年月日
平成 2 9 年 1 1 月 6 日

熊本県公告第664号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成29年11月14日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
村上 弘樹	熊本市西区河内町河内	宇土市赤瀬町字高松1053番
農事組合法人走潟	宇土市走潟町	宇土市走潟町字走潟155番ほか15筆
葭本 彰	八代市三江湖町	八代市三江湖町字添築中割264番ほか2筆

2 認可年月日

平成29年11月7日

登載依頼**鹿本地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成29年度第1回鹿本地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成29年11月14日

鹿本地域保健医療推進協議会長

1 開催日時

平成29年11月22日（水）午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本県鹿本総合庁舎3階 大会議室（山鹿市山鹿1026-3）

3 議題

(1) 第7次鹿本地域保健医療計画の策定について

(2) その他

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

山鹿市山鹿465-2

熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局（熊本県山鹿保健所総務福祉課内）

（電話0968-48-1202）

阿蘇地域保健医療推進協議会公告第1号

平成29年度第1回阿蘇地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当協議会の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成29年11月14日

阿蘇地域保健医療推進協議会長

1 開催日時

平成29年11月24日（金） 午後3時から午後5時まで

2 開催場所

熊本県阿蘇総合庁舎 別館2階 大会議室（阿蘇市一の宮町宮地2402）

3 議題

(1) 第6次阿蘇地域保健医療計画の進捗状況について

(2) 救急医療専門部会の報告について

(3) 第7次阿蘇地域保健医療計画（素案）について

(4) その他

4 傍聴者の定員

10名

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先
 阿蘇市一の宮町宮地 2 4 0 2
 阿蘇地域保健医療推進協議会事務局（熊本県阿蘇保健所総務福祉課内）
 （電話 0 9 6 7 - 2 4 - 9 0 3 0）

熊本県選挙管理委員会告示第 5 5 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 1 条第 3 項の規定に基づき個人演説会等の施設として新たに次の施設を指定する旨の報告があったので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

市町村名	施設 の 名 称	所 在 地	指定年月日
苓北町	苓北町町民総合センター	天草郡苓北町志岐 1 2 2 0 番地 2	平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日
苓北町	志岐集会所 （苓北町民ホール）	天草郡苓北町志岐 4 4 4 番地 1	平成 2 9 年 1 0 月 1 6 日

熊本県森林審議会公告第 1 号

熊本県森林審議会を、次のとおり開催します。

平成 2 9 年 1 1 月 1 4 日

熊本県森林審議会事務局

- 1 開催日時
 平成 2 9 年 1 1 月 2 7 日（月）
 午後 2 時 3 0 分から
- 2 開催場所
 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 熊本県庁 本館 5 階 「審議会室」
- 3 議題
 （1）球磨川地域森林計画（案）について
 （2）地域森林計画変更計画（案）について
- 4 傍聴者の定員
 1 0 人
- 5 傍聴手続
 （1）傍聴希望者は、会議の開催予定時刻の 5 分前までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
 （2）傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 6 問合せ先
 熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
 熊本県森林審議会事務局（熊本県農林水産部森林局森林整備課森林計画班）
 （0 9 6 - 3 3 3 - 2 4 3 8）

公安委員会規則第 1 1 号、告示第 2 4 号

平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日付け熊本県公報第 1 2 1 6 0 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1 0	4 0	平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日	平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日
1 1	4	平成 2 4 年 1 0 月 3 0 日	平成 2 4 年 1 0 月 1 9 日

警察本部告示第 4 号

平成 2 8 年 3 月 2 9 日付け熊本県公報号外第 2 6 号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1 1 9	3	第 5 号	第 4 号